

新潟県警察サイバー戦略委員会設置要綱の制定について（例規通達）

平成28年 1 月18日

本部（サ対）第1号

〔沿革〕 平成28年3月本部（警務）第11号、29年3月第9号、31年2月本部（サ対）第6号、令和4年8月第38号、6年2月第17号、8年3月本部（警務）第17号改正

このたび、サイバー空間の脅威に的確に対処するため、別添のとおり新潟県警察サイバー戦略委員会設置要綱を制定し、平成28年1月18日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、新潟県警察サイバー犯罪対策委員会設置要綱の制定について（平成23年8月10日付け本部（生企）第39号）は、廃止する。

別添

新潟県警察サイバー戦略委員会設置要綱

第1 設置

県本部に新潟県警察サイバー戦略委員会（以下「戦略委員会」という。）を設置する。

第2 任務

戦略委員会は、サイバー空間の脅威に関する情勢及び県本部の各部におけるサイバー事案への対処の推進状況を踏まえ、県警察におけるサイバー戦略に係る基本方針を定めるとともに、次に掲げる事項に関し、新潟県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年本部訓令第6号）で定める新潟県警察情報セキュリティ委員会並びに第6で定める新潟県警察サイバー犯罪対策プロジェクト、新潟県警察サイバー攻撃対策プロジェクト及び新潟県警察サイバー人材育成プロジェクトを管理する。

- (1) 体制並びに人的及び物的基盤の強化
- (2) 実態把握及び社会変化への適応力の強化
- (3) 部門間連携の推進
- (4) 国際連携の推進
- (5) 官民連携の推進

第3 構成

- 1 戦略委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長	本部長
副委員長	生活安全部長
委員	警務部長
	地域部長
	刑事部長
	交通部長
	警備部長
	警察学校長

首席監察官
情報通信部長
組織犯罪対策本部長

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、戦略委員会への出席を求めることができる。

3 戦略委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第4 サイバーセキュリティ総括責任者及びサイバーセキュリティ責任者の設置

1 サイバー空間の脅威に対する県本部各部の連携の強化を図り、戦略委員会が定めた基本方針を推進するため、県警察にサイバーセキュリティ総括責任者及びサイバーセキュリティ責任者を置く。

2 サイバーセキュリティ総括責任者

(1) サイバーセキュリティ総括責任者には、生活安全部長をもって充てる。

(2) サイバーセキュリティ総括責任者は、次に掲げるサイバー空間の脅威に関する事務について、県本部の各部と必要な連携及び調整を行うものとする。

ア サイバー戦略に関すること。

イ 情報の集約及び共有に関すること。

ウ 捜査支援及び技術支援に関すること。

エ 人材育成方策に関すること。

オ 関係機関、民間事業者・団体等と連携した取組に関すること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、サイバー空間の脅威に関すること。

3 サイバーセキュリティ責任者

(1) サイバーセキュリティ責任者には、サイバー犯罪対策課長をもって充てる。

(2) サイバーセキュリティ責任者は、2のサイバーセキュリティ総括責任者を補佐するものとする。

第5 幹事会の設置

1 戦略委員会に、戦略委員会の事務を補佐し、サイバー戦略を推進するための諸対策について検討して、その推進を図るための基本的な施策の企画、立案及び総合調整を図るため、新潟県警察サイバー戦略幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 サイバーセキュリティ総括責任者

副幹事長 サイバーセキュリティ責任者

幹事 警務課長

会計課長

情報技術企画課長

生活安全企画課長

地域課長

刑事総務課長

交通企画課長

警備第一課長

外事課長
通信庶務課長
情報技術解析課長

- 3 幹事長は、必要に応じて会議を開催することができる。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

第6 プロジェクトの設置

- 1 新潟県警察サイバー犯罪対策プロジェクト
 - (1) 県本部にサイバーセキュリティ責任者をプロジェクト長とする新潟県警察サイバー犯罪対策プロジェクト（以下「サイバー犯罪対策プロジェクト」という。）を設置する。
 - (2) サイバー犯罪対策プロジェクトは、戦略委員会の管理の下に、次に掲げる事務をつかさどり、基本方針の策定について戦略委員会を補佐するものとする。
 - ア サイバー犯罪対策に係る総合的な企画及び調整
 - イ サイバー犯罪対策に係る教養及び装備資機材等の整備
 - ウ サイバー犯罪抑止対策に係る連携
 - エ サイバー犯罪に係る事件指導及び合同捜査又は共同捜査の実施
 - (3) サイバー犯罪対策プロジェクトの構成、会議その他必要な事項は、別に定める。
- 2 新潟県警察サイバー攻撃対策プロジェクト
 - (1) 県本部に警備第一課長をプロジェクト長とする新潟県警察サイバー攻撃対策プロジェクト（以下「サイバー攻撃対策プロジェクト」という。）を設置する。
 - (2) サイバー攻撃対策プロジェクトは、戦略委員会の管理の下に、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - ア サイバー攻撃に関する情報の収集及び共有の推進
 - イ サイバー攻撃に関する犯罪の未然防止のための官民連携の推進
 - ウ サイバー攻撃に対する緊急対処、捜査及び実態解明
 - (3) サイバー攻撃対策プロジェクトの構成、会議その他必要な事項は、別に定める。
- 3 新潟県警察サイバー人材育成プロジェクト
 - (1) 県本部にサイバーセキュリティ責任者をプロジェクト長とする新潟県警察サイバー人材育成プロジェクト（以下「サイバー人材育成プロジェクト」という。）を設置する。
 - (2) サイバー人材育成プロジェクトは、戦略委員会の管理の下に、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - ア サイバー空間の脅威への対処に関する人材確保の推進
 - イ サイバー空間の脅威への対処に関する人材育成の推進
 - (3) サイバー人材育成プロジェクトの構成、会議その他必要な事項は、別に定める。

第7 サイバーセキュリティ総括責任者への報告

県本部の各部は、サイバーセキュリティ総括責任者がその事務を行うために必要な情報等について、サイバーセキュリティ総括責任者に対し、適時適切な報告を行うものとする。

第8 庶務

戦略委員会及び幹事会の庶務は、サイバー犯罪対策課において処理する。